

令和7年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇請願

受理なし

◇陳情

受理なし

◇郵送陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	7郵送陳情 第1号	R7.1.7	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについて、以下の2点を提案する。 1 自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する 2 「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう		R7.2.26	議長報告
2	7郵送陳情 第2号	R7.1.8	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるように、図をつくり、自治体のホームページで公開してほしい。「議案の審議結果」「意見書・決議の審議結果」「請願・陳情の審議結果」について、そうしてほしい。また、それを見やすいものにしてほしい。		R7.2.26	議長報告
3	7郵送陳情 第3号	R7.1.22	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出に関する陳情	国に対し、防衛力強化に資する対外的情報省を設立し、日本の政治、経済、文化の中心で、国際都市、東京に存在する横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書を提出してほしい。		R7.2.26	議長報告
4	7郵送陳情 第4号	R7.2.17	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてほしい。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してほしい。		R7.2.26	議長報告
5	7郵送陳情 第5号	R7.6.2	電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める陳情	スマホが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っていますが、最近では、5Gとなり悪影響を訴える人が広がっています、その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えています。日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われていいます。それに対して行政は不知で対策を考えていません、そこで調査（専門調査研究部門を設置）と対策（診断を出せる医師育成）と保護支援（保障制度、公的保険の適用）を求め、国に対し法改正・法整備を求めます。		R7.6.26	議長報告
6	7郵送陳情 第6号	R7.7.28	防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情	国に対し、有事に備え農林水産省所管の食糧備蓄経費を防衛関連予算から支出し、国民が1年間食する事が出来るように食糧備蓄を大幅に増やす意見書を提出すること。		R7.9.1	議長報告
7	7郵送陳情 第7号	R7.8.4	市民に対して国民健康保険の資格確認書を一斉交付するよう求める陳情	多摩市において、国民健康保険の加入者については、マイナ保険証保有の有無にかかわらず「資格確認書」の一斉交付を求める。		R7.9.1	議長報告

◇政策提案

受理なし

令和7年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

審議結果について

○採択、不採択

採択とは、内容について願意が妥当であり、法令上や行財政上も実現性があるような場合、議会としてこれに賛同するという意味の意思決定をいう。
不採択とは、これを否認する意味の意思決定をいう。

○趣旨採択

趣旨採択とは、法令上や行財政上の実現性やその他の事情により全面的に採択するには難しいが、内容について部分的に賛同できる場合や趣旨としては理解できる場合など、不採択とするにも難しい際に、「趣旨には賛成である」という意味の意思決定をいう。

○意見書

多摩市議会では、意見書については全員一致で賛成（採択又は趣旨採択）の場合のみ提出することとしています。請願等の審査を付託した委員会において全員の賛成ではなかった場合、意見書の提出は行いません。

○閉会中の審査

議会の会期末に審査を付託し、閉会中、また次の会期までに審査をするものとした場合をいう。

○閉会中の継続審査

議会の会期中に結論が出ず、さらに内容を調査・検討するため、次の会期までなお継続して審査をするものとした場合をいう。

○審議未了

議会の会期中に結論が出ず、継続審査の決定もされないまま会期を終えるに至った場合をいう。
審議未了となった場合には廃案となる。

○議長報告

会議の議題とせず、議長が全議員に受付した文書の写しを配付し報告した場合をいう。